

会 議 録

会 議 の 名 称	平成24年度 第2回 小金井市交通安全推進協議会
事 務 局	都市整備部 交通対策課
開 催 日 時	平成25年3月19日（火）午前10時～正午
開 催 場 所	A会議室（前原暫定集会施設1階）
出 席 者	別紙のとおり
傍 聴 の 可 否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ <input type="radio"/> 一部不可 ・ <input type="radio"/> 不可
傍 聴 者 数	0人
傍 聴 不 可 等 の 理 由 等	該当なし
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市整備部長あいさつ 2 会長あいさつ 3 小金井警察署管内における交通情勢について 4 議 題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成25年春の小金井市交通安全運動推進要領（案）について (2) 交通安全運動期間中の広報活動等について (3) 交通安全市民の集いの実施について (4) その他
会 議 結 果	別紙のとおり
発 言 内 容 ・ 発 言 者 名（主な発言 要旨等）	別紙のとおり
提 出 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年春の小金井市交通安全運動推進要領（案） ・ 平成25年春の交通安全運動市内広報文（案） ・ 自転車の交通ルール ・ 春の全国交通安全運動市民の集い
そ の 他	

平成24年度第2回小金井市交通安全推進協議会会議録

1 日 時 平成25年3月19日（火）午前10時～正午

2 場 所 A会議室（前原暫定集会施設1階）

3 内 容

(1) 都市整備部長あいさつ

(2) 会長あいさつ

(3) 小金井警察署管内における交通情勢について

(4) 議 題

① 平成25年春の小金井市交通安全運動推進要領（案）について

② 交通安全運動期間中の広報活動等について

③ 交通安全市民の集いの実施について

④ その他

4 出席者

【委 員】（敬称略）

吉永徳昭（代理者）、井上義郎（代理者）、渡邊孝之、伊藤和郎、土屋和子、井口昌治、斉藤浩、田原泰弘、金澤昭、大森康雄、村手隆夫、奥田泰大

【小金井市】

酒井功二（都市整備部長）、畑野伸二（都市整備部交通対策課長）、大久保裕広（都市整備部交通対策課交通対策係長）

【傍聴者】

なし

5 主な発言要旨等

【交通対策係長】開会、資格審査、配布資料の確認

【都市整備部長】挨拶

【会長】挨拶

【交通対策係長】

これをおもちまして会長と交代いたします。それでは伊藤会長、議事の進行をお願いいたします。

【会長】

定めに従いまして議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

最初に「小金井警察署管内における交通情勢について」を、警視庁小金井警察署藤山交通課長様から説明をお願いします。

【小金井警察署交通課長】 小金井警察署管内における交通情勢について

【会長】

ありがとうございました。何かご質問はございますでしょうか。

無いようなので、議題に入らせていただきます。

議題(1) 平成25年春の小金井市交通安全運動推進要領（案）について、事務局から説明をお願いします。

【交通対策係長】

平成25年2月1日付、内閣府交通対策本部で決定された「平成25年春の全国交通安全運動推進要綱」に基づき、東京都では、都民総ぐるみの運動として推進することとして首都交通対策協議会安全部会におきまして、東京都における推進要領が決定されました。この東京都の推進要領を基本として、私ども事務局で作成したものを小金井市版の推進要領として、本日ご提案させていただきます。

昨年中の都内の交通事故発生状況は、件数及び負傷者数ともに、12年連続で減少し、とりわけ交通事故死者数については183人と戦後最少で、10年前（376人）の半数以下まで減少しました。これは、多くの皆様の御協力と御尽力の下、官民一体となって各種施策を推進した結果であります。

しかしながら、依然として多くの方が交通事故の犠牲となっているなど厳しい状況は続いております。このため、交通事故死者全体の約4割を占める高齢者や、2割を超える二輪車の交通事故防止に重点的に取り組むとともに、

自転車安全利用の推進、飲酒運転の根絶、交通安全教育の推進や、安全かつ円滑な道路交通環境の整備等の諸施策を、より計画的かつ効果的に展開していく必要があります。

まず目的です。「交通安全運動をきっかけに、市民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組に参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくこと」を目的としています。

スローガンは「やさしさが 走るこの街 この道路」という東京都の第8次の交通安全計画から使われているお馴染みのスローガンが、今回も引き続き掲げられております。

期間は、例年どおりの4月6日（土）から15日（月）までの10日間で実施いたします。この時期は、入学・進級、また就職や人事異動のシーズンで、多くの人々が新しい場所、慣れない環境で生活をスタートさせる時期にあたります。季節も春を迎えて、人も車も自転車もウキウキ・ワクワク、ともすると落ち着きがなくなってしまうのではないのでしょうか。そのような時期に、全国的に交通安全を啓発しましょうということで、昭和23年以降、今回が130回目の交通安全運動ということになります。期間中の4月10日（水）は、「交通死亡事故ゼロを目指す日」ということで定められております。

主催機関としては、小金井市、警視庁小金井警察署管内交通安全協会、警視庁小金井警察署、本協議会、関係機関・団体ということで、皆さんで力を合わせてこの運動をやって行きたいと考えております。

運動の基本は、「子どもと高齢者の交通事故防止」ということをごさいます。平成18年秋の交通安全運動を行う際にこの「運動の基本」というものが設定されるようになりました。平成19年春の交通安全運動以降、春は7年連続で「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本としています。

運動の重点は、①自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）、②全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、③飲酒運転の根絶、④二輪車の交通事故防止 の4項目が決まっております。

具体的な推進要領ということで、「家庭・地域で行うこと」、「運転者としてハンドルを握る際のポイント」、「職場や学校等で行うこと」を項目ごとに

あげております。

小金井市、小金井警察署、他 関係機関・団体と一丸となって、この交通安全運動を推進して行きたいと考えております。

以上、平成25年春の小金井市交通安全運動推進要領案をご提案申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認賜わりますようお願い申し上げます。

【会長】

以上で事務局案の説明が終わりましたが、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

．．．．．質疑応答．．．．．

【会長】

無いようでしたら、本案を原案どおり決定することにご異義ございませんか。

．．．．．異義なし．．．．．

【会長】

意義がありませんので、「平成25年春の小金井市交通安全運動推進要領」は、原案どおり決定いたします。

【交通安全係長】

一点、大変申し訳ございません。表紙の中段から若干下に「4月10日（日）交通事故死ゼロを目指す日」とございますが、大変申し訳ございません、4月10日は水曜日となりますので、こちらを訂正させていただきたいと思っております。大変失礼いたしました。

【会長】

続きまして議題(2) 交通安全運動期間中の広報活動等について、事務局から説明をお願いします。

【交通対策係長】

運動期間中の広報活動については、次の四つの方法により実施したいと考えております。

① 車両による広報活動

通勤・通学の時間帯にあたる午前7時半から8時半までの約1時間及び児童・生徒の下校時間にあたる午後3時前後の2時間、毎日2回合計3時間程度を市交通対策課職員が交代で行います。場所は、武蔵小金井駅、東小金井駅及び新小金井駅の駅前広場を重点的に広報いたします。庁用車に装備された青色回転灯を点灯させて行いますので、交通安全のみならず防犯パトロールの一躍も担っています。

なお、広報テープの録音は、毎回市内の中学生にご協力をいただいております。これは東京都からも高く評価をされておるところですが、今回は、第一中学校の皆さんにご協力をいただく予定であります。

② 交通安全ポスターの掲示

市庁舎をはじめ、従前どおり市内の全ての教育機関、全ての金融機関、店舗数は減少してしまいましたが全てのガソリンスタンド等、69の事業所に合計101枚の啓発ポスターを配布し、市民への周知活動にご協力をいただく予定となっております。

なお、今回のポスターは「違反の自転車はどれ？」というクイズ形式のポスターとなっております。また、右下のQRコードを携帯電話で取り込みますと、自転車の安全利用に関するサイトへアクセスできる仕組みとなっております。

③ のぼり旗の設置

「交通安全運動実施中」をお知らせするのぼり旗を運動期間中、市内の主要交差点、市役所本庁舎前・第二庁舎前、そして小金井警察署前を中心に設置いたします。

これにより、ドライバー、歩行者、自転車利用者等全ての市民に交通安全運動が実施されていることを周知して行きたいと考えております。

④ 市報・ホームページによる広報

市報「こがねい」4月1日号及び市ホームページを活用して、広報してまいります。

なお、今回の記事の内容ですが、交通安全運動のお知らせに加えて自

転車のルールとマナー、特に「自転車は軽車両です。」という啓発にも取り組んだ内容としました。

以上、大きく4点の方法を活用して、交通安全運動の実施を広く市民に広報していきたいと考えています。

【会長】

何かご意見・ご質問等はありませんでしょうか。

無いようですので、議題(3) 交通安全市民の集いの実施について、事務局から説明をお願いします。

【交通対策課係長】

市報・ホームページでもお知らせしたとおり、平成25年3月7日(木)午後2時から4時まで、JR西国分寺駅南口の国分寺市立いずみホールに於いて、仁支川峰子さんをお招きし、来場者数410人ということで、盛大に開催されましたので、ご報告をさせていただきたいと思えます。

なお、「交通安全市民の集い」は、小金井警察署さんが中心となり、毎年春は国分寺市、秋は小金井市で開催しております。

平成25年秋は、既に日程が決まっており9月7日(土)に、昨年同様、武蔵小金井駅南口の小金井市民交流センターで開催する予定です。委員の皆さんも、是非お越しください。

【会長】

ご意見・ご質問等はありませんでしょうか。

無いようですので、(4)その他について、事務局から説明をお願いします。

【交通対策課係長】

「空港に行くなら、やっぱりバスでしょう」というチラシについてですが、公共的な交通機関が増えたということで、ご報告をさせていただきたいと思えます。

昨年10月1日に武蔵小金井駅南口から羽田空港まで、小金井発が12便、小金井着が15便、一日計27便が入ることになってございます。乗降場所は、武蔵小金井駅南口4番バス停となっております。

【交通対策課係長】

「スタントマンを活用した自転車安全教育について」をご報告いたします。

スケアード・ストレイトと呼ばれる教育技法を警視庁が中高生を対象とした交通安全教育に応用したもので、テレビや映画で活躍中のスタントマンが、実際に発生した交通死亡事故を再現し、それを疑似体験することにより交通安全を心掛けるようになる。また、この交通安全教育を受講した中高生が将来ハンドルを握るようになった時、悲惨な交通事故を起こさないように、安全運転を行うドライバーに育ててほしいという長期的なスパンの交通安全プログラムであります。

今年は東中と緑中で実施する予定です。

小金井市では、市立中学校に於いて3年を1サイクルで実施していますので、市立中学校5校に通う小金井市の中学生は、在校中に必ずこのプログラムを受講できるということになります。

今年の2校の実施をもって、2回り目が終了するわけですが、受講した生徒はもとより、先生方からも大変好評なプログラムですので、今後も継続して実施して行きたいと考えております。

【会長】

何かご質問はございませんでしょうか。

【A委員】

最近、中学生が二人乗りで自転車を運転していて、前にも止めてやってたんですけど、朝の通勤の前に、交通安全運動のテープの中に入れて…

一番怖いのは、我々を避けるためにサッと降りちゃうんですね。で、注意をすると「乗ってねえじゃねえか。」ということになるんです。この辺をもうちょっときめ細かにやらないと難しいと思います。

【会長】

ただ今のご意見に何かございますでしょうか。

【小金井警察署交通課長】

ありがたいことです。二人乗りとかを見かけて注意してくださる方は、殆どいらっしゃらないということで、私は隣近所のおじさんにも子どもの頃は怒られましたが、今は他人の子どもさんを叱ると、そこの親が怒鳴り込んで来るというような時代でございまして、注意をする方も大変難しい時代ではございますが、やはり地域で子ども達を守って行かなければならないのではないかと。そういった運動を少しずつ広げて行けば、事故も減って行くんだろうとは思っています。

昨年、都内では小学生以下の子どもさんが7名亡くなっているということで、5月、6月に亡くなっている数が多いんですね。この時期、新入学ということもございまして通学途中の死亡事故に繋がるんだと思います。したがって、私も警察も通学路・スクールゾーンにこの5月・6月、力を入れたいとは思いますが、何せ警察だけではとてもじゃないですが管内全部をカバーできないものですから、ここにいらっしゃる皆様方の力を借りてこういった死亡事故を防ぎたいと思います。二人乗りですとか細かいことから注意をしていただければと、非常にありがたいと思っております。

もし現場でトラブルになりましたら、すぐ110番をしていただいて、警察官を向かわせます。最近では、そういった注意が元で暴行だ傷害だというような事件も発生しておりますけれども、そういった時にはすぐ110番をしていただいて、警察官を向かわせますのでよろしくお願いしたいと思います。

二人乗り、ちなみに罰金二万円以下、そういった罰則もある違反なんです。これまで、ここ数年ですよね厳しく言うようになったのはですね。日本の社会がこれまで自転車という乗物を余りにも手軽で簡単に乗れるものですから、感覚的には歩行者と同じ感覚で自転車を利用し、また免許制度もございませんでした。

このところ、自転車のルール、マナーの無視が多いということで、罰則も強化されております。無灯火だとか携帯電話をかけながら走れば五万円以下の罰金といった違反になっております。今後、二人乗りですとかを見かけた時は、注意をしていただければありがたいです。よろしくお願いします。

【交通対策係長】

市の方でも、自転車の利用につきましては、ことあるごとに市民の皆さんにお知らせをしているところです。今日お配りした中学生に作ってもらっている広報文の中でも「自転車に乗っている皆さん、信号無視、スピードの出し過ぎ、二人乗り等は交通違反です。」この二人乗りはだめですよっていうのをこちらで謳っています。

また4月1日の市報に載る記事の案ですが、こちらの「自転車の交通ルールを守りましょう。」という大きなタイトルの中段部分「乗車人員 原則として運転者以外の人を乗せることはできません。」要はこれ、二人乗りしてはいけませんよ、そういう決まりがあることもお知らせしております。

二人乗りもそうですが、お酒を飲んで運転してはいけないよという認識の方も非常に少なく、飲み屋さんに自転車に乗って行ってしまったりとか、その辺も粘り強く市報・ホームページ等で市民の皆さんにお知らせ・呼びかけをして行きたいと考えております。

【会長】

A委員、よろしいでしょうか。

【A委員】

できれば、学校に行くあたりにちょこっとそういう広報を回れば、ありがたいなと思います。

私自身が何回もやってるものだから、「あいつが来たぞ。」って降りちゃうんですよ。「乗ってねえじゃねか。」っていうことになるわけですよ。今の子なんていうのは、我々の上に行く言葉を持ってますからね、なかなか難しいですよ。

【会長】

貴重なご意見をありがとうございました。

他には質問はございますか。

【B委員】

お母さんが自転車に乗っていて、お子さんを前・後ろに乗っているのをよく見るんですが、あれは良いんですかね。

【小金井警察署交通課長】

当局の方は、3人乗ると当然不安定になりますから事故に繋がるということで規制を強化しようという動きになっておったんですけども、ところが、子どもを育てるお母さん達が働く時代ですよね、そういったお母さん方から強い批判が全国的に上がりまして、それでは自転車を基準に適合するような、バランス…普通の自転車ですと車高が高くて前・後ろに子どもさんに乗せると当然に転倒しますよね。重心を低くするために、3人乗りの自転車というのは低くなっています。そういった六つくらい確か基準をクリアするような自転車でないといけないということで、当然にフレームの強化ですとか車高を低くして、というようなことをやっておるんですけども、やはり事故は後を絶ちません。このまま犠牲者を出して良いものか、社会参加のお母さん方の声を聞かなきゃいけないのか、難しい問題だと思うんで。ただ、私どもは、そういった三人乗りもできるよというのも当然ございますので、何とか事故を減らして行きたいと取り組んでいるんですけども、つい先日川崎でショッキングな事故がございまして、お母さんが、出勤の前に子どもさんを託児所に預けるということで前後に子どもさんに乗っけていました。歩道上を自転車で、三人乗りで走ってたんですね。そうしたら、対向から自転車が来たんで、歩道が3メートルくらいしかない狭い所で、対向の自転車を避けようとして、ついバランスを崩して車道側に自転車が倒れちゃったんですね。そうしたら、後ろに乗せていた長女の方が、倒れた時に飛び出して行かないようにベルトを締めなさいってなっているんですが、お母さん、締めてなかったんですね。それで、倒れた時に子どもさんが停車中のトラックの下にスルスルと入っちゃったんですね。トラックの運転手さんは何も気付きませんから、それを轢いてしまったという痛ましい事故がありました。

こういった悲惨な事故もありますよということを訴えながら、決まりを守ってもらって、ちゃんとベルトを着けてくださいというような呼びかけを地道にやって行くしかないのかなということで取り組んでいるところでございます。

【会長】

ありがとうございました。

他にご質問はございますか。

【B委員】

最近、東小金井駅前周辺、歩行者、自転車が非常に多くてですね。東大通りのピーコックの前ですね、あそこはまだ東京都が道路整備できてない部分があって、学生さんが非常に多いんですね。自動車を運転して私も通るんですけど非常に危ない危険な状態にあるんですよ。今度、東小金井の駅の整備に伴って、商店街ができますよね高架下に。それで西口の改札ができる。それから武蔵小金井からピーコックの所へ抜ける側道が完成するんですよ。そうすると、なお人が増えてくる。あそこら辺の道路整備っていうのは、小金井市としては東京都の方と協議なんかしている経過なんかがございますかね。

それと、地元から自転車歩行者道の整備の要望も出されていると思うんですけども、そこら辺どうなっているのかお聞きしたいなと思います。

【交通対策課長】

東大通りについては、東京都の整備ということになってございますので、その中で自転車歩行者という部分については、専用レーンということではなく、今、地元と協議をしながら方向性を考えて行くというお話を聞いています。自転車専用道みたいな形ではないという話、まだ確定した話は聞いておりませんが、そういうような話になるんだろうということは聞いておるところでございます。

側道が付くということで、高架下については、自転車駐車場等の整備をして行く関係もありますので、東京都の方には人の流れが増えて行くということもありますということはお話ししているところはございます。

市の方からお願いしている部分で言うと、そういうところは東京都についてはお話ししているということでございます。

【会長】

他にごございますか。

【B委員】

市報で、武蔵小金井駅周辺に防犯カメラが設置されると出てましたが、東小金井駅周辺には防犯カメラの設置の計画というのはございますか。

【都市整備部長】

現時点では武蔵小金井の駅南口だけです。今のところ東小金井っていう話は聞いていません。

【B委員】

結構です。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、最後に事務局から事務連絡をお願いします。

【交通対策課係長】

報酬の支払い期日及び平成23年12月2日に「東日本大震災からの復興のための施策を実現するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が公布されたことに伴い、平成25年分以後の給与等については所得税と復興特別所得税を併せて源泉徴収（所得税+2.1%）する旨を説明した。

【会長】

ご質問はございませんか。

【B委員】

報酬の件ですが、例えば義捐金として出したいという場合は、個人で受け取るのではなくて、義捐金として出しましょうということは可能ですか。

【交通対策係長】

ご質問の意味は、私どもの方からご指定の口座に振り込むのではなく、それをお支払いしないで、東日本大震災の被災地に送ってほしい、そういうことでございますかね。

【B委員】

一回受け取ってそういうのをやるのか、そのまま送れるのか。

【交通対策課長】

報酬は支払わなければいけないものとなってございますので、一回受けていただいて、そちらの方に送っていただくというような形になるのかなというふうに考えてございます。

【会長】

ありがとうございました。

無ければ、これで平成24年度第2回小金井市交通安全推進協議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、ありがとうございました。